平成２９年（フ）第１００３号
北海道恵庭市福住町１丁目15番５　（クローバーハイツⅢ102号）
債務者　西山　　博
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１５号
札幌市北区北39条西３丁目１番13―102号
債務者　大山　　伸
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０３５号
札幌市北区篠路７条２丁目４番22号　こまどりハイツ２Ｆ左
債務者　髙橋　光雄
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２０号
北海道旭川市６条西３丁目２番７号　住宅型有料老人ホーム結心、申立時の住所北海道旭川市豊岡13条３丁目４番16号
債務者　柴田　美則
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０４号
釧路市貝塚４丁目14番20号　ロフティ207
債務者　永澤　孝司
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１０５号
釧路市星が浦大通２丁目10番21号　山田ハイツ101号室
債務者　田村　恵美
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１０５号
群馬県高崎市稲荷台町153番地２　くわのみハウス201号
債務者　清水　信昭
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１１０号
群馬県高崎市上室田町4593番地５
債務者　高山明日香
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１５８号
静岡県田方郡函南町間宮769番地の８　神尾マンション201
債務者　日吉　康裕
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
愛知県岡崎市柱３丁目５番地７　ＴＲＵＳＴＹ21　103
債務者　吉川　知子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
愛知県豊田市今町１丁目37番地７　レクエルド金保館Ａ　101号
債務者　高橋　利光
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
京都府亀岡市曽我部町南条向山４番地　ヴィラ曽我部101号、前住所京都府亀岡市三宅町108番地２　Ｎマンション208号
債務者　江原　　翼
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第１５６６号
大阪府東大阪市荒本北１丁目６番11―601号、前住所大阪府東大阪市稲葉１丁目８番46号デ・シャント　302
債務者　安岡　隆充
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７３９号
大阪市淀川区木川東１丁目３番４―211号
債務者　山田　敏一
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９０２号
大阪市北区本庄西１丁目９番12―909号
債務者　かね浅こと　木下　博資
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３０２号
大阪府豊中市服部元町２丁目７番22―112号
債務者　西岡　正彦
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３３６号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号　大阪市立淀川寮内、住民票上の住所大阪府寝屋川市三井南町25番15号
債務者　永井　義章
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部